

第643回: 諸行無常の百周年

共産党の指導する中国において、最も大事な記念日は「七一建党節」と「八一建軍節」だ。

「八一」とは中国人民解放軍の創設記念日を指す。1927年4月、国民党を率いる蒋介石が「第一次国共合作」を破棄し、共産党員の摘発／処刑に乗り出したことから、これに怒った共産党勢力が大都市のアジトから逃れ、同年8月1日に江西省南昌で武装蜂起した。

朱徳、賀龍、周恩来、葉挺、劉伯承など後の中共指導者が数多く参加した“革命騒ぎ”であったが、彼我の実力差は明らかで、あつという間に国民党に蹴散らされ、敗残兵たちは広州、香港方面に落ち延びることとなった。因みに、このとき毛沢東は参加しておらず、彼はその1か月後に江西・湖南省の境界付近で決起した「秋収蜂起」を指導するが、これも速攻で鎮圧され、彼らは緑林の徒の立て籠る井崗山に遁走した。

これら江西省・湖南省の辺りで始まった騒乱事件は、国民党から見れば「共匪が暴れまわった**南昌暴動**」、一方共産党から見れば、「共産主義の理想に燃えた**南昌起義**」となるのだが、どちらの立場にも立ちたくない日本では「**南昌蜂起**」と呼ぶようになった・・・「蜂起」なら青天白日旗も五星紅旗も許してくれそうだから。

もう一つの「七一」とは中国共産党の創立記念日のことだ。でも7月1日は「八一」に対応させた記念日にすぎない。「長征」即ち国民党に追い詰められた紅軍の“逃亡”と云うか“夜逃げ”が、延安到着でやっと終わり、毛沢東たちに東の間の安寧の日々が訪れた時、「党の記念行事をやろう」と誰かが提案したが、議事録も残っておらず、党大会に参加した13人の発起人の大半は処刑されたり、戦死したり、国民党に寝返ったりで、延安には毛沢東と董必武しかおらず、二人とも設立日が記憶になく、「ええと、たしか7月だったような・・・」の一言で「七一建党節」が決まってしまったとか。

後で判明したことが、設立会議はコミンテルンの指導の下、21年7月23日から31日、上海市フランス租界内(現住所では「興業路76号」)の李漢俊の自宅で行われた。いま国内外からの観光客の誰もが足を伸ばす観光スポット「新天地」、ここには租界時代の街並みと現在が調和する「石庫門」建築の邸宅が数多く残されており、その南側の一角に「中共第一次全国代表大会会址紀念館」の表示がある。

会議は全国から密かに結集した13人の中国共産党員と、コミンテルン派遣の2名で開催されたが、密告によりフランス租界警察にバレてしまったので、7月31日には浙江省嘉興市の南湖に船を浮かべ、そこで最終日の会議が行われた。以下が設立会議に参加した13人だ。

上海代表: 李漢俊(東京帝国大学出身)、李達(東京帝国大学出身)
広州代表: 陳公博、包惠僧
北京代表: 張国燾、劉仁静
武漢代表: 陳潭秋、董必武(法政大学、日本大学出身)
長沙代表: 毛沢東、何叔衡
済南代表: 鄧恩銘、王尽美
留日代表: 周仏海(京都帝国大学出身)
コミンテルン代表: マーリン、ニコリスキー 出所: 各種資料

設立当時の中国共産党員は50数名だったようだが、リーダーの陳独秀や李大釗は北京にいて、周恩来、李立三、蔡和森、蔡暢、向警予たちはパリにいて設立会議には参加していない。会議では13名の内の8名が正副委員長、組織部長、宣伝部長などの役職に就いたが、当時まだ無名の毛沢東は無役に終わった。

それから100年、委員長、主席、総書記など時代によって呼称は異なるが、以下が党の歴代トップ。

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。

- ① 陳独秀(1921～27) 北京大教授、コミンテルンに「右傾日和見主義」と批判され失脚、党籍除名
- ② 瞿秋白(1927～28)露文学者、コミンテルンに「左傾妄動主義」と批判され失脚、35年、国民党により銃殺
- ③ 向忠発(1928～31) 埠頭人夫出身、31年、国民党に逮捕され銃殺
- ④ 王明(1931～34)「28人のボルシェビキ(モスクワ留学組)」、遵義会議で降格、56年に実質ソ連亡命
- ⑤ 博古(1934～35)「28人のボルシェビキ」、遵義会議で降格。46年に飛行機事故で死亡
- ⑥ 張聞天(1935)「28人のボルシェビキ」、遵義会議で降格、廬山会議・文革で失脚、死後名誉回復
- ⑦ 毛沢東(1935～76)
- ⑧ 華国鋒(1976～80) 鄧小平人事、1980年に失脚、2002年まで(ヒラの)中央委員に止まる
- ⑨ 胡耀邦(1980～87) 鄧小平人事、総書記⇒常務委員⇒政治局委員に降格、会議中に心臓発作で憤死
- ⑩ 趙紫陽(1987～89) 鄧小平人事、天安門事件で失脚(党籍は保留)、軟禁のまま05年に死去。

生存者 ⑪江沢民(1989～2002) ⑫胡錦濤(2002～12) ⑬習近平(2012～)

以上、共産党100年史に登場する“発起人”と“歴代No1”を列挙したが、毛沢東以前の人物はあまり知られていない…せいぜい陳独秀くらいか。でも中国の若者だって、これらの人物は知らない。

中共史は設立の21年から45年頃までは苦難の連続で誇れる事績がないからだ。革命史に「革命に雄々しく立ち向かい、命を捧げた」と記しても、実績を添えないことには迫力がないし、空威張りで「敵軍を殲滅した」と描写しても、敵の実損(死傷者数、物的損害、占領面積等)にふれないことには誰も評価しない。

共産党が革命の成果を誇れるのは45年～55年、つまり日中戦争が終わり、国共内戦(四大戦役)に勝利、蒋介石を台湾に追いやり、中華人民共和国が成立、朝鮮戦争が終わる頃までだ。

57年からは毛沢東のスタンピードが始まり、反右派闘争、大躍進政策が失敗した後には数千万人規模の餓死者を生んだ。その責任で閑職に追いやられた毛沢東が起死回生策として66年に発動した文化大革命では更に多くの犠牲者を生み、やっと明るい時代に戻ったのは78年の鄧小平時代以降のことである。

要は中共100年史と云っても、鄧小平時代以降の改革開放時代の指導者たち(江沢民・胡錦濤・習近平)はまだ存命中であり、いま評価は下せない。従って歴史評価の対象となるのは21年～78年までの57年間。その中で、中国にとって貧しくても明るい時代であったのは45年～55年までの10年しかないのである。

38年に国民党に投降した張国燾、56年に「病氣療養」の名目でソ連に脱出したきり帰ってこず、ソ連から中国批判を続けた王明、共産党から国民党に乗り換え、戦後になって日本に協力した「漢奸」として処刑された陳公博…こんな暗い歴史は共産党だって語りたくないし、中国人も聞きたくないのだ。

最後に個人的なPR。ミネルヴァ書房から刊行の「証言 天安門事件を目撃した日本人たち(六四回顧録編集委員会編)」に、32年前の本日(6月4日)現地体験したことを書いた。当時現地で事件を目の当たりにした駐在員たちの記録は、習近平時代の行方を探る参考になると思う、ご参考まで。(了)

文中の見解は全て筆者の個人的意見である。

2021年(令和3年)6月4日

筆者プロフィール

杉野光男

東洋証券株式会社 主席エコノミスト

一橋大学商学部卒、三菱信託銀行(現三菱UFJ信託銀行)入社、上海華東師範大学へ留学

同行北京駐在員、上海駐在員事務所長、理事中国担当部長を経て、2007年より現職

著書 日本の常識は中国の非常識(時事通信社)、中国ビジネス笑劇場(光文社)等

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。

2/3



東洋証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第121号

日本証券業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会 加入
本社所在地 〒104-8678 東京都中央区八丁堀 4-7-1 TEL03-5117-1040

ご投資にあたっての注意事項

外国証券等について

・外国証券等は、日本国内の取引所に上場されている銘柄や日本国内で募集または売出しがあった銘柄等の場合を除き、日本国の金融商品取引法に基づく企業内容等の開示が行われておりません。

手数料等およびリスクについて

①国内株式等の手数料等およびリスクについて

・国内株式等の売買取引には、約定代金に対して最大 1.2650% (税込み) の手数料をいただきます。約定代金の 1.2650% (税込み) に相当する額が 3,300 円 (税込み) に満たない場合は 3,300 円 (税込み)、売却約定代金が 3,300 円未満の場合は別途、当社が定めた方法により算出した金額をお支払いいただきます。国内株式等を募集、売出し等により取得いただく場合には、購入対価のみをお支払いいただきます。国内株式等は、株価の変動により、元本の損失が生じるおそれがあります。

②外国株式等の手数料等およびリスクについて

・委託取引については、売買金額(現地における約定代金に現地委託手数料と税金等を買いの場合には加え、売りの場合には差し引いた額)に対して最大 1.1000% (税込み) の国内取次ぎ手数料をいただきます。外国の金融商品市場等における現地手数料や税金等は、その時々々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。

・国内店頭取引については、お客さまに提示する売り・買い店頭取引価格は、直近の外国金融商品市場等における取引価格等を基準に合理的かつ適正な方法で基準価格を算出し、基準価格と売り・買い店頭取引価格との差がそれぞれ原則として 2.50% となるように設定したものです。

・外国株式等は、株価の変動および為替相場の変動等により、元本の損失が生じるおそれがあります。

③債券の手数料等およびリスクについて

・非上場債券を募集・売出し等により取得いただく場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。債券は、金利水準の変動等により価格が上下し、元本の損失を生じるおそれがあります。外国債券は、金利水準の変動等により価格が上下するほか、カントリーリスクおよび為替相場の変動等により元本の損失が生じるおそれがあります。また、倒産等、発行会社の財務状態の悪化により元本の損失を生じるおそれがあります。

④投資信託の手数料等およびリスクについて

・投資信託のお取引にあたっては、申込(一部の投資信託は換金)手数料をいただきます。投資信託の保有期間中に間接的に信託報酬をご負担いただきます。また、換金時に信託財産留保金を直接ご負担いただく場合があります。投資信託は、個別の投資信託ごとに、ご負担いただく手数料等の費用やリスクの内容や性質が異なるため、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。

・投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とするため、当該金融商品市場における取引価格の変動や為替の変動等により基準価額が変動し、元本の損失が生じるおそれがあります。

⑤株価指数先物・株価指数オプション取引の手数料等およびリスクについて

・株価指数先物取引には、約定代金に対し最大 0.0880% (税込み) の手数料をいただきます。また、所定の委託証拠金が必要となります。

・株価指数オプション取引には、約定代金、または権利行使で発生する金額に対し最大 4.400% (税込み) の手数料をいただきます。約定代金の 4.400% (税込み) に相当する額が 2,750 円 (税込み) に満たない場合は 2,750 円 (税込み) の手数料をいただきます。また、所定の委託証拠金が必要となります。

・株価指数先物・株価指数オプション取引は、対象とする株価指数の変動により、委託証拠金の額を上回る損失が生じるおそれがあります。

ご投資にあたっての留意点

取引や商品ごとに手数料等およびリスクが異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面、上場有価証券等書面、目論見書、等をご覧ください。

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。